

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (効力注1) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
リベリア	リベリア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とリベリア共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	500,000千円 -----	H27.5.18 モンロビア で (同日)	日本側 吉村 謙在 リベリア側 B・エリマス・シヨニソ 外務大臣臨時代理	H27.5.29 171号

無償資金協力取極の修正に関する取極

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	修 正 の 内 容	署名日 署名地 (効力注1) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
リベリア	モンロビア市電力復旧計画のための贈与に関する平成二十四年十二月十三日付けの取極の修正に関する日本国政府とリベリア共和国政府との間の交換公文	贈与の限度額を「2,237,000千円」に改める。	H27.10.15 アクラ(ガーナ) で (同日)	日本側 吉村 謙在 リベリア側 (ガーナにて兼轄) リベリア側 ムス・ジャトリ ラク・ルレ在ガーナ リテ臨時代理大使	H27.10.28 379号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△△と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。